

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 6 年 1 2 月

鳥 栖 市

1 2 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第32号	鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第33号	鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案甲第34号	鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案甲第35号	鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例……………	10
議案甲第36号	鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	12
議案甲第37号	鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	21
議案甲第38号	鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例……………	27
議案甲第39号	鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例……………	29
議案甲第40号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	後送
議案乙第32号	令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊
議案乙第33号	令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案乙第34号	令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案乙第35号	令和6年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第36号	令和6年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
報 告 第14号	専決処分事項の報告について……………	32

議案甲第 3 2 号

鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																																
（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>3 8 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>4 2 7, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>4 7 7, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>5 3 9, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>6 1 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>7 1 8, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>8 3 9, 0 0 0</u></td></tr> </table> 2 ～ 5 略 （鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条第 2 項の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 0</u>」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>3 8 0, 0 0 0</u>	2	<u>4 2 7, 0 0 0</u>	3	<u>4 7 7, 0 0 0</u>	4	<u>5 3 9, 0 0 0</u>	5	<u>6 1 5, 0 0 0</u>	6	<u>7 1 8, 0 0 0</u>	7	<u>8 3 9, 0 0 0</u>	（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>3 9 4, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>4 4 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>5 0 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>5 6 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>6 4 4, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>7 5 3, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>8 7 9, 0 0 0</u></td></tr> </table> 2 ～ 5 略 （鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条第 2 項の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>3 9 4, 0 0 0</u>	2	<u>4 4 5, 0 0 0</u>	3	<u>5 0 0, 0 0 0</u>	4	<u>5 6 5, 0 0 0</u>	5	<u>6 4 4, 0 0 0</u>	6	<u>7 5 3, 0 0 0</u>	7	<u>8 7 9, 0 0 0</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>3 8 0, 0 0 0</u>																																
2	<u>4 2 7, 0 0 0</u>																																
3	<u>4 7 7, 0 0 0</u>																																
4	<u>5 3 9, 0 0 0</u>																																
5	<u>6 1 5, 0 0 0</u>																																
6	<u>7 1 8, 0 0 0</u>																																
7	<u>8 3 9, 0 0 0</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>3 9 4, 0 0 0</u>																																
2	<u>4 4 5, 0 0 0</u>																																
3	<u>5 0 0, 0 0 0</u>																																
4	<u>5 6 5, 0 0 0</u>																																
5	<u>6 4 4, 0 0 0</u>																																
6	<u>7 5 3, 0 0 0</u>																																
7	<u>8 7 9, 0 0 0</u>																																

第 2 条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、特定任期付職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第33号

鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
略	略
2 略	2 略

第2条 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
略	略

2 略
別表

区分	議員報酬	費用弁償					
		出席旅費 (1日につき)	鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
議長	月額 <u>493,000 円</u>	略					
副議長	月額 <u>441,000 円</u>	略					
議員	月額 <u>413,000 円</u>	略					

ただし、車賃は東京都内にかぎり滞在1日につき2,900円とする。

2 略
別表

区分	議員報酬	費用弁償					
		出席旅費 (1日につき)	鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
議長	月額 <u>514,000 円</u>	略					
副議長	月額 <u>460,000 円</u>	略					
議員	月額 <u>431,000 円</u>	略					

ただし、車賃は東京都内に限り滞在1日につき2,900円とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、鳥栖市議会議員の報酬及び期末手当を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 4 号

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前							改 正 後						
別表							別表						
区分	報酬	費用弁償					区分	報酬	費用弁償				
		鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)			鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)
教育委員会 教育長職務 代理者	月額 <u>77,000 円</u>	略					教育委員会 教育長職務 代理者	月額 <u>78,100 円</u>	略				
教育委員会 委員	月額 <u>72,000 円</u>	略					教育委員会 委員	月額 <u>73,100 円</u>	略				
農業委員会 会長	基本給 月額 <u>65,000 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略					農業委員会 会長	基本給 月額 <u>66,000 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略				
農業委員会 会長代理	基本給 月額 <u>37,000 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略					農業委員会 会長代理	基本給 月額 <u>37,600 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略				

農業委員会 委員	基本給 月額 <u>33,000 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略
農地利用最適 化推進委員	基本給 月額 <u>24,000 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略
選挙管理委 員会委員長	月額 <u>46,000 円</u>	略
選挙管理委 員会委員	月額 <u>29,000 円</u>	略
略		
固定資産評 価審査委員 会委員長	月額 <u>5,700 円</u>	略
固定資産評 価審査委員 会委員	月額 <u>5,700 円</u>	略
代表監査委員	月額 <u>221,000 円</u>	略
代表監査委 員以外の監 査委員	月額 <u>100,000 円</u>	略
社会教育委員	日額 <u>5,700 円</u>	略

農業委員会 委員	基本給 月額 <u>33,500 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略
農地利用最適 化推進委員	基本給 月額 <u>24,400 円</u> 上記の金額に活動実績等 により予算の範囲内で別 に市長が定める額を加算 する。	略
選挙管理委 員会委員長	月額 <u>46,700 円</u>	略
選挙管理委 員会委員	月額 <u>29,500 円</u>	略
略		
固定資産評 価審査委員 会委員長	日額 <u>5,800 円</u>	略
固定資産評 価審査委員 会委員	日額 <u>5,800 円</u>	略
代表監査委員	月額 <u>224,100 円</u>	略
代表監査委 員以外の監 査委員	月額 <u>101,400 円</u>	略
社会教育委員	日額 <u>5,800 円</u>	略

スポーツ推進委員	日額 <u>5,700 円</u>	略	スポーツ推進委員	日額 <u>5,800 円</u>	略
障害支援区分認定審査会委員	日額 <u>14,000 円</u>	略	障害支援区分認定審査会委員	日額 <u>14,200 円</u>	略
学校運営協議会委員	年額 <u>22,800 円</u>	略	学校運営協議会委員	年額 <u>23,200 円</u>	略
各種諮問委員会委員	日額 <u>5,700 円</u>	略	各種諮問委員会委員	日額 <u>5,800 円</u>	略
略			略		
備考 (1)・(2) 略 (3) 車賃は、東京都内に <u>かぎり</u> 滞在 1 日につき 2,200 円とする。			備考 (1)・(2) 略 (3) 車賃は、東京都内に <u>限り</u> 滞在 1 日につき 2,200 円とする。		

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖市非常勤特別職職員の報酬を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第35号

鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市特別職職員の諸給与条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

第2条 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
第4条 略			第4条 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。		
(1)～(4) 略			(1)～(4) 略		
3 略			3 略		
別表			別表		
区分	給料	旅費	区分	給料	旅費

		鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）
市長	月額 <u>956,000 円</u>	略				
副市長	月額 <u>766,000 円</u>	略				
教育長	月額 <u>629,000 円</u>	略				
略						

		鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）
市長	月額 <u>970,000 円</u>	略				
副市長	月額 <u>777,000 円</u>	略				
教育長	月額 <u>678,000 円</u>	略				
略						

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥栖市特別職職員の諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥栖市特別職職員の諸給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、鳥栖市特別職職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 6 号

鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第 1 9 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 8 . 7 5</u>」とする。 4 ～ 6 略 （勤勉手当） 第 2 0 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基	（期末手当） 第 1 9 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1 . 2 5</u>」とする。 4 ～ 6 略 （勤勉手当） 第 2 0 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基

準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第 1
給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,900	231,400	263,600	290,200	312,900	338,300	377,500
	2	185,000	232,900	264,700	291,800	314,600	340,200	380,100
	3	186,100	234,400	265,700	293,300	316,300	342,100	382,500
	4	187,100	235,900	266,700	294,800	317,800	343,900	384,700
	5	188,100	237,400	267,700	296,300	319,300	345,600	386,600
	6	189,900	239,100	268,800	297,800	320,600	347,400	388,900
	7	191,600	240,700	269,800	299,300	322,000	349,100	391,100
	8	193,300	242,300	270,800	300,600	323,400	350,800	393,100
	9	194,900	243,900	271,800	301,800	324,800	352,500	395,100
	1 0	196,600	245,400	272,900	303,300	326,700	354,300	397,400
	1 1	198,200	246,900	273,900	304,800	328,500	356,000	399,700
	1 2	199,800	248,300	274,900	306,200	330,300	357,600	401,900
	1 3	201,400	249,400	276,000	307,600	332,000	359,100	404,000
	1 4	203,100	250,700	277,000	308,700	333,800	360,800	406,400
	1 5	204,800	252,000	278,000	309,800	335,600	362,500	408,600
	1 6	206,500	253,300	279,100	311,100	337,300	364,100	410,900
	1 7	207,800	254,600	280,200	312,400	339,000	365,700	412,800
	1 8	209,500	255,600	281,500	314,100	340,800	367,500	414,700
	1 9	211,100	256,600	282,800	315,700	342,600	369,000	416,600
	2 0	212,600	257,700	284,100	317,300	344,300	370,600	418,500
	2 1	214,100	258,700	285,300	318,900	345,800	372,000	420,300

2 2	215, 800	259, 700	286, 600	320, 500	347, 400	373, 700	422, 100
2 3	217, 500	260, 700	287, 900	322, 100	349, 000	375, 300	423, 900
2 4	219, 100	261, 700	289, 100	323, 700	350, 500	376, 900	425, 800
2 5	220, 700	262, 700	290, 200	325, 200	351, 900	378, 700	427, 300
2 6	222, 400	263, 700	291, 400	327, 000	353, 700	380, 600	428, 800
2 7	223, 800	264, 700	292, 700	328, 600	355, 300	382, 500	430, 400
2 8	225, 200	265, 600	294, 000	330, 200	356, 900	384, 400	431, 900
2 9	226, 500	266, 500	295, 300	331, 600	358, 100	385, 900	433, 400
3 0	227, 800	267, 300	296, 300	333, 300	359, 700	387, 700	434, 700
3 1	229, 000	268, 100	297, 400	335, 000	361, 200	389, 500	436, 000
3 2	230, 200	268, 900	298, 500	336, 700	362, 700	391, 000	437, 300
3 3	231, 400	269, 700	299, 600	337, 900	364, 400	392, 700	438, 500
3 4	232, 500	270, 500	300, 800	339, 800	366, 200	394, 200	439, 800
3 5	233, 600	271, 300	302, 000	341, 500	367, 900	395, 600	441, 100
3 6	234, 700	272, 000	303, 300	343, 100	369, 600	397, 000	442, 400
3 7	235, 800	272, 700	304, 600	344, 600	371, 000	398, 300	443, 600
3 8	237, 000	273, 500	306, 000	346, 300	372, 300	399, 600	444, 400
3 9	238, 100	274, 300	307, 300	347, 900	373, 600	400, 800	445, 200
4 0	239, 100	275, 000	308, 600	349, 500	374, 900	401, 900	446, 000
4 1	240, 100	275, 700	309, 900	351, 200	376, 100	403, 000	446, 600
4 2	241, 000	276, 500	311, 200	353, 100	377, 000	404, 200	447, 200
4 3	241, 800	277, 300	312, 500	354, 900	378, 100	405, 300	447, 800
4 4	242, 600	278, 100	313, 800	356, 700	379, 200	406, 400	448, 400
4 5	243, 300	278, 800	315, 000	358, 200	379, 900	407, 100	449, 100
4 6	243, 900	279, 500	316, 400	359, 600	380, 800	407, 800	449, 900
4 7	244, 500	280, 200	317, 800	361, 000	381, 700	408, 500	450, 300
4 8	245, 100	280, 900	318, 900	362, 500	382, 600	409, 200	451, 000

4 9	245, 800	281, 600	319, 800	364, 000	383, 500	409, 800	451, 500
5 0	246, 500	282, 300	321, 100	364, 800	384, 300	410, 400	451, 900
5 1	247, 200	283, 000	322, 400	365, 800	385, 100	411, 000	452, 300
5 2	247, 700	283, 700	323, 700	366, 800	385, 800	411, 400	452, 700
5 3	248, 200	284, 300	324, 900	367, 700	386, 500	411, 800	453, 100
5 4	248, 500	285, 000	326, 200	368, 800	387, 200	412, 000	453, 500
5 5	248, 800	285, 700	327, 500	369, 700	387, 900	412, 300	453, 900
5 6	249, 100	286, 500	328, 700	370, 700	388, 700	412, 600	454, 300
5 7	249, 400	287, 200	330, 000	371, 600	389, 200	412, 900	454, 600
5 8	249, 800	287, 900	331, 100	372, 300	389, 700	413, 200	455, 000
5 9	250, 200	288, 500	332, 200	373, 000	390, 300	413, 500	455, 300
6 0	250, 600	289, 200	333, 300	373, 700	391, 000	413, 800	455, 600
6 1	251, 000	289, 800	334, 000	374, 100	391, 400	414, 000	455, 900
6 2	251, 300	290, 600	334, 900	374, 700	392, 100	414, 300	
6 3	251, 600	291, 200	335, 700	375, 400	392, 700	414, 600	
6 4	251, 900	291, 700	336, 500	376, 100	393, 200	414, 900	
6 5	252, 200	292, 200	337, 300	376, 400	393, 600	415, 100	
6 6	252, 500	292, 800	337, 700	377, 100	394, 200	415, 400	
6 7	252, 800	293, 300	338, 300	377, 800	394, 800	415, 700	
6 8	253, 100	293, 900	339, 000	378, 400	395, 300	416, 000	
6 9	253, 400	294, 400	339, 800	378, 700	395, 700	416, 200	
7 0	253, 700	294, 900	340, 500	379, 200	396, 200	416, 500	
7 1	254, 000	295, 500	341, 200	379, 800	396, 700	416, 800	
7 2	254, 300	296, 100	341, 800	380, 400	397, 300	417, 100	
7 3	254, 600	296, 700	342, 300	380, 700	397, 600	417, 300	
7 4	254, 900	297, 100	342, 900	381, 400	398, 000	417, 600	
7 5	255, 200	297, 500	343, 400	382, 100	398, 400	417, 900	

7 6	255, 500	297, 800	344, 000	382, 700	398, 800	418, 100
7 7	255, 800	298, 000	344, 300	383, 100	399, 100	418, 300
7 8	256, 100	298, 300	344, 800	383, 600	399, 400	
7 9	256, 400	298, 500	345, 200	384, 200	399, 700	
8 0	256, 700	298, 800	345, 700	384, 700	400, 000	
8 1	257, 000	299, 000	346, 100	385, 200	400, 200	
8 2	257, 300	299, 200	346, 600	385, 800	400, 500	
8 3	257, 600	299, 500	347, 100	386, 300	400, 800	
8 4	257, 900	299, 800	347, 600	386, 600	401, 000	
8 5	258, 200	300, 100	347, 900	387, 100	401, 200	
8 6	258, 600	300, 400	348, 300	387, 600	401, 500	
8 7	258, 900	300, 700	348, 700	388, 000	401, 800	
8 8	259, 200	301, 000	349, 100	388, 300	402, 000	
8 9	259, 500	301, 300	349, 400	388, 700	402, 200	
9 0	259, 900	301, 600	349, 800	389, 200	402, 500	
9 1	260, 300	301, 900	350, 200	389, 600	402, 800	
9 2	260, 600	302, 300	350, 600	390, 000	403, 000	
9 3	260, 900	302, 500	350, 800	390, 300	403, 200	
9 4		302, 700	351, 200	390, 800		
9 5		303, 000	351, 600	391, 200		
9 6		303, 400	352, 000	391, 600		
9 7		303, 600	352, 200	391, 900		
9 8		303, 900	352, 600	392, 500		
9 9		304, 300	353, 000	392, 900		
1 0 0		304, 700	353, 400	393, 300		
1 0 1		304, 900	353, 700	393, 600		
1 0 2		305, 200	354, 100			

	1 0 3		305, 500	354, 500				
	1 0 4		305, 800	354, 900				
	1 0 5		306, 000	355, 400				
	1 0 6		306, 300	355, 800				
	1 0 7		306, 600	356, 200				
	1 0 8		306, 900	356, 600				
	1 0 9		307, 100	357, 100				
	1 1 0		307, 500	357, 500				
	1 1 1		307, 900	357, 800				
	1 1 2		308, 200	358, 100				
	1 1 3		308, 400	358, 600				
	1 1 4		308, 700					
	1 1 5		309, 000					
	1 1 6		309, 400					
	1 1 7		309, 600					
	1 1 8		309, 800					
	1 1 9		310, 100					
	1 2 0		310, 400					
	1 2 1		310, 800					
	1 2 2		311, 000					
	1 2 3		311, 300					
	1 2 4		311, 600					
	1 2 5		311, 900					
定年前 再任用 短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

勤務職員		192, 000	219, 500	262, 300	282, 100	298, 200	323, 700	366, 400
------	--	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

第2条 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、

又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鳥栖市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 7 号

鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（用語の意義） 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 2 この条例において「何級の職務」という場合は鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 3 2 号）第 3 条に規定する給料表により定められた当該級の職務及び給料表の適用を受けない者については任命権者が定めるこれに相当する職務をいうものとする。 （旅費の支給）	（用語の意義） 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 赴任 <u>新たに採用された職員のうち本市の要請により国家公務員又は他の地方公務員の職員から引き続いて市職員になった者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u> (3) 扶養親族 <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u> 2 この条例において「何々地」という場合には、<u>市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署の所在する市町村の地域をいうものとする。</u> （旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合は、当該職員に対し旅費を支給する。

2 略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は当該各号に掲げる区分により命令権者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1)・(2) 略

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2～7 略

8 略

(旅費の計算)

第6条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合は、当該職員に対し旅費を支給する。

2 略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により命令権者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1)・(2) 略

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2～7 略

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

11 略

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方

により旅行し難い場合にはその現によつた経路及び方法によつて計算する。

(日当)

第 1 1 条 日当の額は、別表の定額による。

2 略

(宿泊料)

第 1 2 条 宿泊料の額は別表の定額による。

法により旅行し難い場合にはその現によつた経路及び方法によつて計算する。

(日当)

第 1 1 条 日当の額は、別表第 1の定額による。

2 略

(宿泊料)

第 1 2 条 宿泊料の額は、別表第 1の定額による。

2 略

(移転料)

第 1 3 条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

(着後手当)

第 1 4 条 着後手当の額は、別表第 1 の日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第 1 5 条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の

合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定による日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第 17 条 略

別表
略

第 20 条 略

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1

略

別表第 2

<u>区分</u>	<u>支給額</u>
<u>鉄道 50 キロメートル未満</u>	<u>107,000 円</u>
<u>鉄道 50 キロメートル以上</u> <u>100 キロメートル未満</u>	<u>123,000 円</u>
<u>鉄道 100 キロメートル以上</u> <u>300 キロメートル未満</u>	<u>152,000 円</u>
<u>鉄道 300 キロメートル以上</u> <u>500 キロメートル未満</u>	<u>187,000 円</u>
<u>鉄道 500 キロメートル以上</u> <u>1,000 キロメートル未満</u>	<u>248,000 円</u>
<u>鉄道 1,000 キロメートル以上</u> <u>1,500 キロメートル未満</u>	<u>261,000 円</u>
<u>鉄道 1,500 キロメートル以上</u> <u>2,000 キロメートル未満</u>	<u>279,000 円</u>
<u>鉄道 2,000 キロメートル以上</u>	<u>324,000 円</u>

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥栖市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

旅費の種類及び内容を見直したいため、この案を提出する。

議案甲第 38 号

鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

鳥栖市都市広場条例（平成 8 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
(行為の制限)			(行為の制限)		
第 4 条 略			第 4 条 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) <u>露天</u> 営業を行うこと。			(2) <u>露店</u> 営業を行うこと。		
(3)・(4) 略			(3)・(4) 略		
2 略			2 略		
別表			別表		
広場使用料			広場使用料		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
行商、募金その他これらに類するもの	1 人 1 日当たり	<u>1, 0 5 0 円</u>	行商、募金その他これらに類するもの	1 人 1 日当たり	<u>4 0 円</u>
<u>露天</u> 営業	1 平方メートル 1 日当たり	<u>3 1 0 円</u>	<u>露店</u> 営業	1 平方メートル 1 日当たり	<u>1 2 円</u>
略			略		
略			略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料に

については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

鳥栖市都市広場の使用料を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 9 号

鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

鳥栖市消防団条例（昭和 2 9 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（目的） 第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）の規定に基づき、消防団の設置、名称、区域並びに消防団員の任免、定員、服務、給与、懲戒及び公務災害補償について規定することを目的とする。 （<u>団</u>の設置） 第 2 条 略 <u>2 消防団に消防団員（以下「団員」という。）を置く。</u> （任命） 第 4 条 消防団長（以下「団長」という。）及び副団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は団長が市長の承認を得て次の各号の資格を有する者のうちからこれを任命する。 (1) 本市に居住し、又は勤務する年齢満 1 8 歳以上の者であること。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。 (2) 志操堅固で、かつ、身体強健であって、その職責を<u>果し得る者</u>であること。 （欠格条項）	（目的） 第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）の規定に基づき、消防団の設置、名称、区域並びに消防団員<u>（以下「団員」という。）</u>の任免、定員、服務、給与、懲戒及び公務災害補償について規定することを目的とする。 （<u>消防団</u>の設置） 第 2 条 略 （任命） 第 4 条 消防団長（以下「団長」という。）及び副団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は団長が市長の承認を得て次の各号の資格を有する者のうちからこれを任命する。 (1) 本市に居住し、又は勤務する<u>者であって、1 8 歳以上のもの</u>であること。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。 (2) 志操堅固で、かつ、身体強健<u>な者</u>であって、その職責を<u>果たし得るもの</u>であること。 （欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、消防団員になることができない。

(1) 選挙権及び被選挙権を剥奪されている者

(2) 前号のほか消防団員として不適任と認められる者

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 略

(2) 規律を遵守し、上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。

(3)～(9) 略

(報酬)

第13条 略

2 就任、休団、退職及び死亡の場合における報酬は、在任期間に応じ月割計算により支給する。

(公務災害補償)

第19条 法第24条の規定に基づき非常勤の消防団員が公務災害により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、その公務上の災害に対する補償は、消防団員等公務災害補償条例(平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第25号)に基づき補償する。

別表第1

区分	年額報酬	費用弁償				
		鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日に)	宿泊料 (1夜に)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員になることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第16条及び第17条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 前2号のほか団員として不適任と認められる者

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 略

(2) 規律を遵守し、上司の指揮命令の下に上下一体事に当たらなければならない。

(3)～(9) 略

(報酬)

第13条 略

2 就任、休団、退職及び死亡の場合における年額報酬は、在任期間に応じ月割計算により支給する。

(公務災害補償)

第19条 法第24条の規定に基づき非常勤の団員が公務災害により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、その公務上の災害に対する補償は、消防団員等公務災害補償条例(平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第25号)に基づき補償する。

別表第1

区分	年額報酬	費用弁償				
		鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日に)	宿泊料 (1夜に)

					つき)	つき)						つき)	つき)
消防団長	146,000 円	運賃及び 急行料金	運賃	実費	2,200 円	10,900 円	団長	146,000 円	運賃及び 急行料金	運賃	実費	2,200 円	10,900 円
消防副団長	105,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	副団長	105,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防分団長	74,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	分団長	74,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防副分団 長	60,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	副分団長	60,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防部長	54,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	部長	54,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防班長	46,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	班長	46,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防団員	41,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	団員	41,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
							機能別団員	20,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
略							略						

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

機能別団員制度を導入したいため、この案を提出する。

報告第 1 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	1 2 , 8 3 2 円

2 事件の概要

令和6年10月24日午後8時ごろ、自家用車で市道転石・大谷線（鳥栖市河内町2824番地先）を走行中、路面の陥没部に右側車輪が落輪した衝撃で、タイヤ及びホイールを破損した。